

議 事 録

会 議 名	令和5年度山陽小野田市障害福祉計画検討委員会 第1回
開催日時	令和5年10月3日(火) 午後2時～午後4時
開催場所	高千帆地域交流センター 講義室(2階)
出席者	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会 上村 篤子 山陽小野田精神保健家族会 臼井 文子 一般公募 中川 正治 宇部公共職業安定所 西尾 健太郎 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団 西村 浩之 学識経験者 長谷 亮佑 山陽小野田医師会 廣田 勝弘 山陽ボランティア連絡協議会 福山 厚子 小野田ボランティア連絡協議会 藤井 礼子 山陽小野田市障害者協議会 宮川 力雄 相談支援事業所のぞみ 吉見 兆生 こども発達支援センターとことこ 吉水 多加志
欠席者	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会 沖野 浩 障害者就業・生活支援センター 藤井 淳 山陽小野田市民生児童委員協議会 安田 克己 山陽小野田市教育委員会 山縣 利恵 一般公募 山田 起代
事務担当課 及び職員	福祉部長 吉岡 忠司 福祉部次長 尾山 貴子 福祉部障害福祉課長 杉山 洋子 障害福祉課長補佐 松本 啓嗣 障害福祉課障害支援係長 岡手 優子 障害福祉課障害福祉係長 三隅 貴恵
会議次第	1 辞令交付 2 福祉部長あいさつ 3 委員紹介 4 会長あいさつ 5 議事 (1) 第5次山陽小野田市障がい者計画(案)について (2) 第7期山陽小野田市障がい福祉計画・第3期山陽小野田市障がい児福祉計画(案)について

(3) 第2回「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」開催日について

1 辞令交付

2 福祉部長あいさつ

福祉部長があいさつを行った。

3 委員紹介

配付している名簿より委員紹介、その後、事務担当部課職員が自己紹介を行った。

4 会長あいさつ

西村会長があいさつを行った。

5 議事

※山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則第4条第2項により、西村会長が議長として議事進行を行った。

(1) 第5次山陽小野田市障がい者計画（案）について

【資料4】第5次山陽小野田市障がい者計画（案）について、【資料3】国第5次基本計画概要を用いて事務局が説明を行った。

議長： ただ今の説明に関しまして、御意見はございませんか。

委員： 7頁「4 計画の対象者」という見出しは、計画の対象者には、障がい者のみではなく障がいのない方も含むので、これまでの「計画の対象となる障がい者の定義」等の表現の方がよいのではないか。

事務局： 御指摘のとおりだと思っておりますので、検討して次回、提示する。

委員： 31頁「6（2）保健・医療の充実等」の中で、新型コロナウイルス感染症について、現在助成しているはず。今後、新たな感染症がでてきた場合の助成等についての記載を加えてはどうか。

事務局： 現状と今後の動きを確認し、必要に応じて記載を追加する。

委員： 「第4章 施設推進の方向」について、国の障害者基本計画に合わせて「11 国際社会での協力・連携の推進」についても、加えてはどうか。

県の計画や他市の計画の記載状況を参考にしてはどうか。

事務局： 今後6年間において、実際に市としての取組は困難であると思われるため、記載は難しいと考えている。ただし、山口県や他市町のものについて記載があるか等確認し、次回、回答する。

委員： 「ペアレントメンター」や「インクルーシブ」等一般的とは言えない言葉について、用語の説明を加えるべきではないか。

事務局： 用語の説明を巻末に記載する予定なので、次回、提示する。

## 5 議事

(2) 第7期山陽小野田市障がい福祉計画・第3期山陽小野田市障がい児福祉計画(案)について

【資料5】第7期山陽小野田市障がい福祉計画・第3期山陽小野田市障がい児福祉計画(案)について、事務局が説明を行った。

議長： ただ今の説明に関しまして、御意見はございませんか。

委員： 4ページ「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の中で「入所者数の削減」や第7期成果目標内の「削減見込」という表現があるが、「削減」という表現は変更した方がよいのではないか。

事務局： 国の指針において「削減」という表現を使っているため、同様の表現としているが、他市の表現を確認し、次回報告する。

(3) 第2回「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」開催日について

第2回「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」開催日について、日程の調整のため、希望を確認した。

また、今回、資料の配布が遅くなり、委員の手元に到着するのが遅くなったことについて、謝罪した。

議長： 最後に、委員の皆様より何か御意見はございますか。

委員： 資料の到着が昨日だった。もっと早めに送付してほしい。

事務局： 次回は1週間前に到着するよう送付する。

委員： 山陽小野田市では障がい者施設での虐待はあるのか。

事務局： 市障害福祉課に市の障がい者虐待防止センターがあり、市職員が対応している。

虐待ではないかという通報は、今年度6件あり、障がい者虐待については、今年度2件認定した。

閉会

# 関 係 法 令 等

- 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例 . . . P 1
- 「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則」 . . . P 2
- 「障害者基本法」・「障害者総合支援法」（抜粋） . . . P 3
- 児童福祉法（抜粋） . . . . . P 4

## 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例

平成17年3月22日条例第30号

最新改正 令和2年3月31日条例第6号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関の設置については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市の執行機関の附属機関（次条において「附属機関」という。）として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第2条関係） ※関係附属機関を抜粋

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	山陽小野田市障害福祉 計画検討委員会	山陽小野田市の障害福祉計画について、検討すること。
	山陽小野田市自立支援 協議会	障害者の地域での自立を目指し、山陽小野田市の障害者の課題について協議すること。
	山陽小野田市地域福祉 計画推進委員会	地域福祉計画の総合的かつ計画的な推進に関する事項を調査し、審議すること。

## 山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則

平成18年7月27日規則第41号  
改正 平成21年8月14日規則第35号  
平成22年3月31日規則第18号  
平成27年3月31日規則第30号  
平成27年12月17日規則第54号  
平成30年3月30日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 障害福祉に係る団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

## ○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

## ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（障害者総合支援法）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項



## ○児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

### I 第5次障害者基本計画とは

- 【位置付け】** 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）
- 【計画期間】** 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間
- 【検討経緯】** 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して**、政府で基本計画案を作成

### II 総論の主な内容

#### 1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

#### 2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

#### 3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

#### 4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

#### 5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

### III 各論の主な内容(11の分野)

- |                             |                        |                     |
|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止     | 5. 行政等における配慮の充実        | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援   |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備            | 6. 保健・医療の推進            | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 11. 国際社会での協力・連携の推進  |
| 4. 防災、防犯等の推進                | 8. 教育の振興               |                     |

### IV おわりに(～今後に向けて～)

- ・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
- ・令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
- ・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

# 第5次障害者基本計画 概要

## V 各論の主な内容

### 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
  - ・ 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
  - ・ 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
  - ・ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

### 2. 安全・安心な生活環境の整備

- 移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
  - ・ 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
  - ・ 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
  - ・ 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
  - ・ 国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

### 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
  - ・ 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
  - ・ 公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
  - ・ 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

### 4. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
  - ・ 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
  - ・ 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
  - ・ 障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

### 5. 行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
  - ・ 司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
  - ・ 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
  - ・ 国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

### 6. 保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
  - ・ 切れ目のない退院後の精神障害者への支援
  - ・ 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
  - ・ 精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

### 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
  - ・ ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
  - ・ 障害のあるこどもに対する支援の充実

### 8. 教育の振興

- インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
  - ・ 自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
  - ・ 教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
  - ・ 病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

### 9. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
  - ・ 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
  - ・ 雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
  - ・ 農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

### 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
  - ・ 障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
  - ・ 日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
  - ・ 障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

### 11. 国際社会での協力・連携の推進

- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
  - ・ 障害者分野における国際協力への積極的な取組
  - ・ 障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信